

資料2

新潟市人権教育・啓発推進計画

(改訂版最終案)

この最終案は、パブリックコメント（R1.12.16～R2.1.15実施）
以降に修正した箇所を朱書きしています。

令和2年3月改訂



は　じ　め　に

新潟市は、新潟市自治基本条例において「市民一人ひとりの人権が大切にされるまち」を掲げ、新潟市の総合計画である「にいがた未来ビジョン」においては「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」の実現を目指しています。これらを実現するため、2008(平成20)年3月に「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定、2015(平成27)年3月に1回目の改訂を行い、人権教育・啓発の総合的な推進を図ってまいりました。

本計画の改訂から5年が経過し、**さまざまな分野の人権に関する法整備**が進む一方、依然として差別や偏見、いじめなどの人権問題が発生しています。また、情報化や価値観の多様化など社会情勢の変化に伴う新たな人権問題も生じています。このような状況を踏まえ、人権を取り巻く**国内外の動向や社会状況**の変化に対応するための見直しを行い、人権教育及び人権啓発に係る施策をさらに効果的に推進していくため、このたび2回目の改訂を行いました。

今後も本計画に基づき人権施策に取り組み、市民一人一人が**いきいき**と暮らす、笑顔あふれる新潟市のために努めてまいります。

結びに、本計画の改訂にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆さんをはじめ、熱心にご議論いただいた新潟市人権教育・啓発推進委員会の委員の皆さん、そのほか関係するすべての方々に、心よりお礼を申し上げます。

令和2年3月

新潟市長 中原八一

目 次

第1章 基本的な考え方

1 人権の基本的な考え方	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の目的	2
4 計画期間及び改訂	2
新潟市人権教育・啓発推進計画の位置付けと体系	3

第2章 策定にあたって

1 策定の背景	4
(1) 世界の動き	4
(2) 国内の動き	4
2 新潟市の現状と課題	5
(1) これまでの取組	5
(2) 市民意識調査からみる市民の人権に関する意識	6
(3) 今後の課題	11

第3章 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

1 基本的あり方	12
2 基本的な視点	13
(1) 「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ	13
(2) 法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を重視する	14
(3) 人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける	14
(4) 多様性（ダイバーシティ）の尊重と社会的包摂 (ソーシャル・インクルージョン)についての意識を醸成する	14
(5) 人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する	15

第4章 人権施策の方向

1 さまざまな場・機会における人権教育・啓発の推進等	16
(1) 市職員に対する人権教育・研修	16
(2) 地域社会における人権教育・啓発の推進	16
(3) 学校における人権教育の推進	17
(4) 生涯学習における人権教育・啓発の支援	18
(5) 民間団体における人権教育・啓発の支援	18
(6) 企業における人権教育・啓発の支援	18
(7) インターネットによる人権侵害を防ぐための教育・啓発の推進	19

2 人権救済のための相談制度の充実等	20
(1) 各種相談に対応できる相談体制の充実	20
(2) 相談窓口の周知	20
(3) 関係機関等との連携	20
(4) 救済制度の充実	20

第5章 分野別人権施策の推進

1 女性	21
2 子ども	23
3 高齢者	26
4 障がい者	28
5 同和問題	30
6 外国籍市民等	34
7 H I V 感染者・ハンセン病患者等	36
8 新潟水俣病被害者	38
9 北朝鮮当局による拉致被害者	39
10 性的マイノリティ	41
11 さまざまな人権問題	42

第6章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて

1 庁内推進体制の充実	45
2 関係機関や民間団体等との連携・協働	45
3 計画の評価	45
 用語の解説	46
(※ の用語については 46 ページ以降の「用語の解説」を参照)	

巻末資料

世界人権宣言、日本国憲法（抜粋）、人権教育及び啓発の推進に関する法律	50
改訂までの経過	56

「障がい」の表記について

「障がい」の表記については、国においては「法令における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、…」（平成 22 年 12 月 17 日、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」障がい者制度改革推進会議）としていますが、「常用漢字表は地方公共団体や民間組織において、…（省略）…。それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能である。」（平成 30 年 11 月 22 日、「「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）」文化審議会国語分科会）と確認されています。

これらを踏まえ、新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則として「障がい」とひらがなで表記します。ただし、法令やそれに基づく制度、施設名、法人などの固有名詞は「障害」と漢字で表記します。

第1章 基本的な考え方

1 人権の基本的な考え方

人権とは、人間が生まれながらにして持っている自分らしく生きる権利で、個人の尊厳に基づく、誰からも侵されることのない固有の権利です。また、すべての人々が個人としての生存と自由を確保し、幸福を追求するために等しく保障される権利です。これら基本的人権の尊重は、日本国憲法の原則となっています。

人権は、これが侵害されたときに公の制度によって救済される「法的な権利」でもあります。人権を守るために、「思いやり」や「やさしさ」だけの問題とするのではなく、差別や虐待などの人権侵害を自分自身のことととらえ、許さず、なくしていくことが必要です。

また、人は、一人ひとりがかけがえのない存在であり、多様な個性や可能性を持って生まれてきます。国籍や人種、宗教、性別、年齢、障がいの有無、価値観などにかかわらず、お互いを尊重し、認め合い、活かし合う多様性（ダイバーシティ※）
の尊重や社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン※）についての意識を醸成することで、人権が尊重される社会につながります。

2 計画の位置付け

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、新潟市の人権教育・啓発の総合的な推進を図るための全体像を示すものです。

また、新潟市の最上位の計画である「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）※」が目指す、「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」の未来都市像の実現のため、分野別の計画のひとつとして、人権施策を推進するうえで基本的な考え方等を示しています。他の分野別の計画と本計画は、人権施策の方向性を共有し、相互に有機的に連動しています。

3 計画の目的

“一人ひとりの人権が大切にされる新潟”

～「人権文化」を育み、人権意識を定着させるために～

新潟市は、2008(平成20)年に制定した「新潟市自治基本条例※」において「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を、「にいがた未来ビジョン(新潟市総合計画)」では「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を未来都市像として掲げています。

本計画は、これらを実現するため、「人権文化」を育み、人権意識を定着させることを目的とします。

- * 本計画における「人権文化」とは、人権が理念として理解されるだけでなく、日常の暮らしの中で人権が尊重されるよう人々が行動するありさまをいう。

4 計画期間及び改訂

本計画の期間は、2020(令和2)年4月から2025(令和7)年3月までの5年間とします。ただし、「にいがた未来ビジョン」の計画最終年度である2023(令和5)年3月までの取組状況、又は社会状況の変化などにより、必要に応じて見直すものとします。

計画の見直しにあたっては、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の職員、公募による市民等を委員として構成し、設置している「新潟市人権教育・啓発推進委員会」を開催しながら進めています。

新潟市人権教育・啓発推進計画の位置付けと体系

新潟市自治基本条例

一人ひとりの人権が大切にされる新潟

国(法律・計画)

- 人権教育・啓発推進法
- 人権教育・啓発に関する基本計画

↓ 地方公共団体の責務

新潟県

- 新潟県人権教育・啓発
推進基本指針



施策の連携

にいがた未来ビジョン(新潟市総合計画)

【都市像】市民と地域が学び高め合う、安心協働都市

【政 策】ずっと安心して暮らせるまち

【8年後の目指す姿】市民の人権と安全が確保され安心して暮らしています。

【施 策】市民生活での安心・安全の確保

新潟市分野別計画

- 男女共同参画行動計画
- 女性活躍推進計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- 子どもの貧困対策推進計画
- 地域包括ケア計画
- 障がい者計画
- ほか



有機的に連動

新潟市人権教育・啓発推進計画 ～人権文化を育む～

計画の定め 背景

- 第1章 基本的な考え方
- 1 人権の基本的考え方
 - 2 計画の位置付け
 - 3 計画の目的
 - 4 計画期間及び改訂

- 第2章 策定にあたって
- 1 策定の背景
 - (1) 世界の動き (2) 国内の動き
 - 2 新潟市の現状と課題
 - (1)これまでの取組 (2)市民意識調査から見る市民の人権に関する意識 (3)今後の課題

計画に伴う 施策を段階的 かつ具体的 に展開

- 第3章 人権教育・啓発の推進に関する基本方針
- 1 基本的あり方
 - 2 基本的視点
 - (1) 「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ
 - (2) 法を理解し使いこなす力(リーガル・リテラシー)を重視する
 - (3) 人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける
 - (4) 多様性(バリエーション)の尊重と
社会的包摂(リーシャル・イクルージョン)についての意識を醸成する
 - (5) 人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する

- 第4章 人権施策の方向
- 1 さまざまな場・機会における人権教育・啓発の推進等
 - (1) 市職員に対する人権教育・研修
 - (2) 地域社会における人権教育・啓発の推進
 - (3) 学校における人権教育の推進
 - (4) 生涯学習における人権教育・啓発の支援
 - (5) 民間団体における人権教育・啓発の支援
 - (6) 企業における人権教育・啓発の支援
 - (7) インターネットによる人権侵害を防ぐための教育・啓発の推進
 - 2 人権救済のための相談制度の充実等
 - (1) 各種相談に対応できる相談体制の充実
 - (2) 相談窓口の周知
 - (3) 関係機関等との連携
 - (4) 救済制度の充実

総括

- 第5章 分野別人権施策の推進
- 1 女性 2 子ども 3 高齢者 4 障がい者 5 同和問題 6 外国籍市民等 7 HIV 感染者・ハンセン病患者等
 - 8 新潟水俣病被害者 9 北朝鮮当局による拉致被害者 10 性的マイノリティ 11 さまざまな人権問題

- 第6章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて
- 1 庁内推進体制の充実
 - 2 関係機関や民間団体等との連携・協働
 - 3 計画の評価

第2章 策定にあたって

1 策定の背景

(1) 世界の動き

二度にわたる世界大戦を経て、世界における平和と安全の維持のために国際連合※が設立されました。1948(昭和 23)年に国際連合の総会において、人権及び基本的自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。1966(昭和 41)年には、「世界人権宣言」で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「国際人権規約」が採択され発効しました。

このほか「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人種差別撤廃条約」、「拷問等禁止条約」など多くの人権条約※が採択され発効し、また「国際婦人年」、「国際児童年」ほか各テーマ別に国際年を定めるなど、人権問題への国際的取組が行われてきました。

1994(平成 6)年の国連総会において、1995(平成 7)年から 2004(平成 16)年までを「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議され、世界各国における人権教育の普及などの取組として、「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択されました。2004(平成 16)年には国連総会において「人権教育のための世界計画」が決議されました。

また、2006(平成 18)年に障がい者の権利を保障する「障害者権利条約」、拉致問題を含む「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」が採択され発効しました。

(2) 国内の動き

国は、すべての国民の基本的人権の享有を保障する憲法の下、「国際人権規約」をはじめ重要な人権条約を批准するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。「人権教育のための国連 10 年」が決議されたことを受けて、1997(平成 9)年に「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を策定しました。

我が国固有の同和問題への取組は戦後本格的に行われるようになり、1965(昭和 40)年に同和対策審議会の答申が出され、「同和対策事業特別措置法」ほか 2 本の特別措置法により各種施策が推進されました。1996(平成 8)年には地域改善対策協議会の意見具申を受けて、今後の具体的な方策の検討のため、「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が設置されました。1999(平成 11)年の同審議会の答申を受けて、2000(平成 12)年に「人権教育・啓発推進法」が施行され、2002(平成 14)年には国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。同法では、地方公共団体の責務として国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ人権教育及び人

権啓発に関する施策を策定、実施することが明記されています。また、文部科学省では、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身につけることを目指して、2008(平成 20)年に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表しています。

課題別の人権施策については、それぞれ個別法や計画の整備が進められており、近年では、2016(平成 28)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(以下「ヘイトスピーチ※解消法」という。)」「部落差別の解消の推進に関する法律(以下「部落差別解消推進法」という。)」が施行されています。

新潟県においては、「人権教育・啓発推進法」において規定にされた人権教育及び啓発にかかる施策の策定とその実施についての地方公共団体の責務に基づき、県が取り組むべき施策の方向を明らかにし、総合的な取組を推進するため2004(平成 16)年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、また、2010(平成 22)年には学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図る「新潟県人権教育基本方針」を策定しました。

2 新潟市の現状と課題

(1) これまでの取組

新潟市では、1975(昭和 50)年の「国際婦人年」を契機として多様な女性団体・グループが、女性問題の調査研究・解決へ向けた活動を展開するようになり、1985(昭和 60)年に「第1回にいがた女性大会」が開催されました。1987(昭和 62)年に女性行政担当組織として「婦人政策室」を設置し、あらゆる場において女性問題を解決し、男女が共につくる社会の実現をめざす「新潟市女性行動計画」を策定、1991(平成 3)年に市民とともに男女共同参画を推進するための施設として「女性センター」を設置しました。2001(平成 13)年には「新潟市男女共同参画行動計画」を策定し、2005(平成 17)年には「新潟市男女共同参画推進条例」を制定、男女の性差別や固定的な役割分担意識の撤廃など男女共同参画社会の実現を目指しています。

同和問題については、1985(昭和 60)年の市立高校の教師による差別発言を契機として、教職員の同和研修などに努めてきたほか、1993(平成 5)年に庁内関係課で構成する「新潟市同和対策連絡調整会議」を設置し、「新潟市同和対策基本方針」を定めて職員研修や同和教育研修の推進、人権・同和問題への市民意識の啓発に努めています。

さらに、新潟市は2006(平成 18)年に「新・新潟市総合計画」を策定、「人権尊重・男女共同参画の社会づくり」と「共生社会の推進」を目標に掲げ、「市民一人ひとりが大切にされる市民主体のまちづくり」を宣言しました。また、2007(平成 19)年の

政令指定都市移行を経て、2008(平成20)年に新潟市自治基本条例を制定、「市民一人ひとりの人権が大切にされるまち」を宣言しています。同年、これまでの施策を尊重しながら総合的で、実効性のある人権施策を推進するため、「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しています。2015(平成27)年には、新潟市の新たな総合計画である「にいがた未来ビジョン」を策定、「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を目指すこととしました。同年、本計画策定後の人権を取り巻く国内外の動向や社会状況の変化に対応し、かつ「にいがた未来ビジョン」の方向性に合わせて、本計画を改訂しました。

(2) 市民意識調査からみる市民の人権に関する意識

ア 調査の経緯

新潟市では、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して、さまざまな施策を進めていますが、今なお、人権侵害や差別による問題などが存在しています。そこで、**市民の人権に関する意識を把握し**、今後の**人権教育・啓発**を推進していくうえでの参考とするため、「新潟市人権に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)」を実施しています。

これまで、2006(平成18)年に「市民意識調査」(以下「平成18年調査」という。)を初めて実施し、2008(平成20)年に「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。また、2013(平成25)年には2回目となる「市民意識調査」(以下「平成25年調査」という。)を実施し、2015(平成27)年に本計画を改訂しました。

本計画の再改訂にあたり、2018(平成30)年に3回目となる「市民意識調査」(以下「平成30年調査」という。)を実施しました。

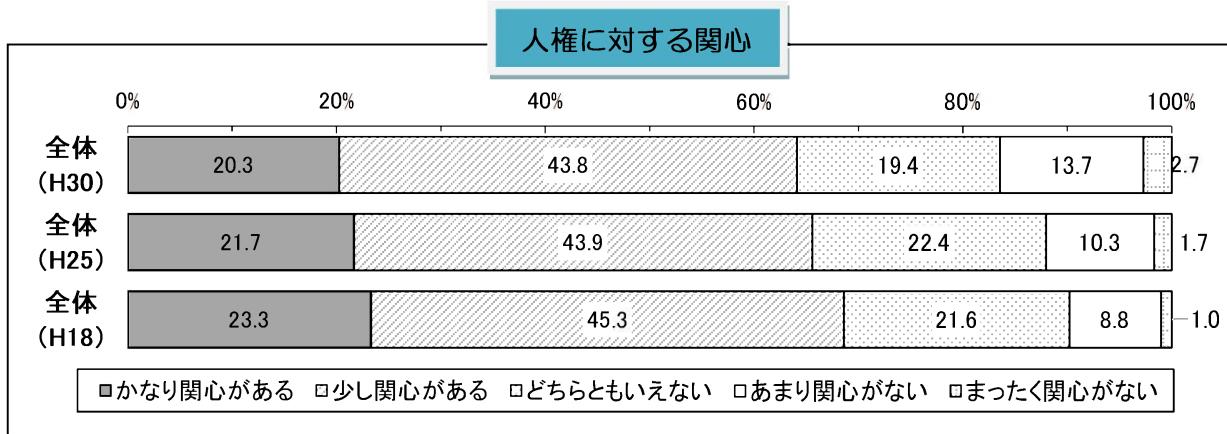
イ 意識調査の方法

新潟市内の満18歳以上の無作為に抽出した3,000人に対して郵送によるアンケート調査を実施しました。回収件数は1,478件で、回収率は49.3%でした。

ウ 人権全般についての調査結果の要約

① 人権に対する関心

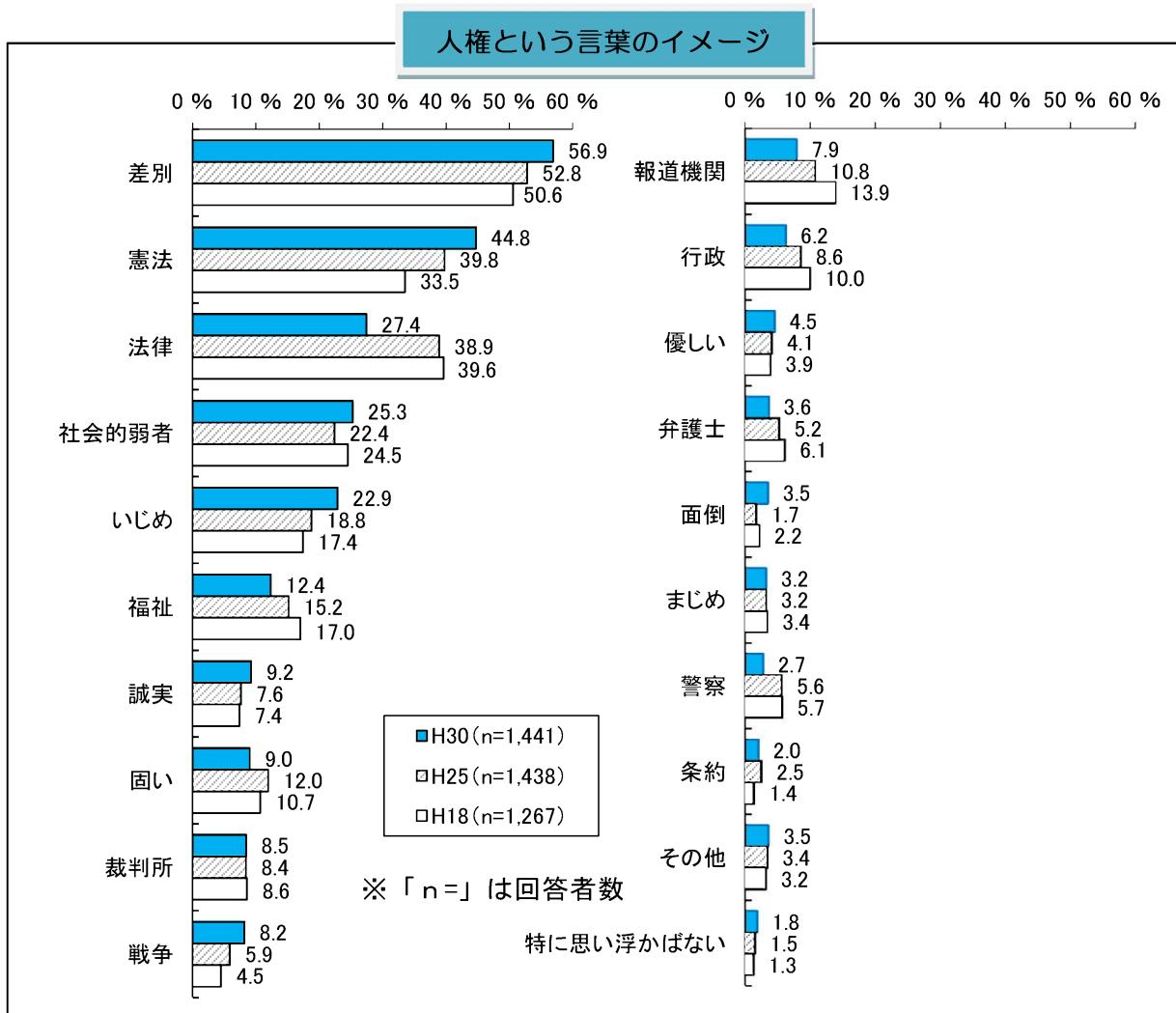
「あなたは、『人権』にどの程度、関心を持っていますか」という問い合わせに「かなり関心がある」、「少し関心がある」と回答した人は、64.1%でしたが、平成25年及び平成18年調査から減少傾向がみられます。



② 「人権」という言葉のイメージ

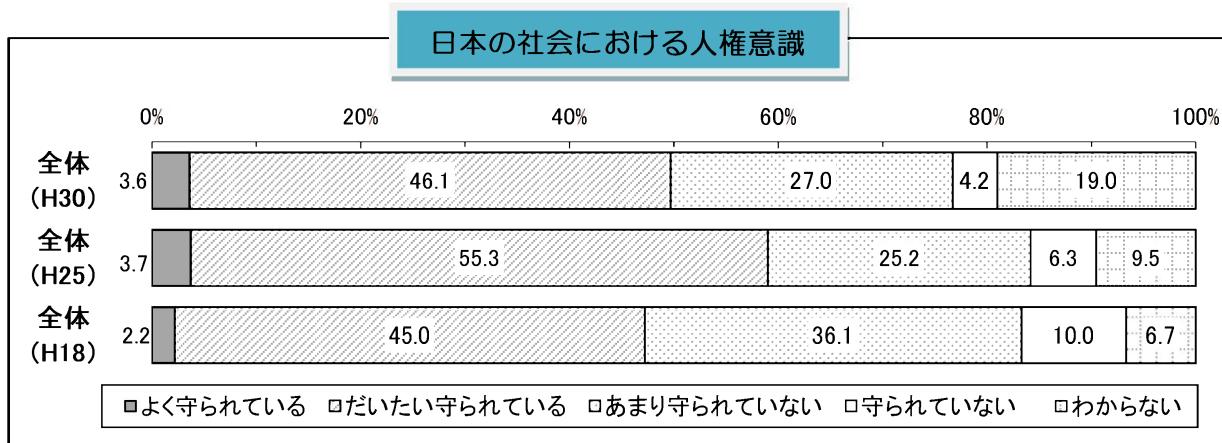
「人権」という言葉から何をイメージするかを聞いたところ、56.9%の人が「差別」を挙げており、人権問題を差別問題ととらえている人が多いことが示されました。次いで「憲法」(44.8%)、「法律」(27.4%)の順でした。

平成25年及び平成18年調査と比較して、回答傾向に大きな差異は見られませんでしたが、「差別」、「憲法」、「いじめ」が増加傾向にあります。



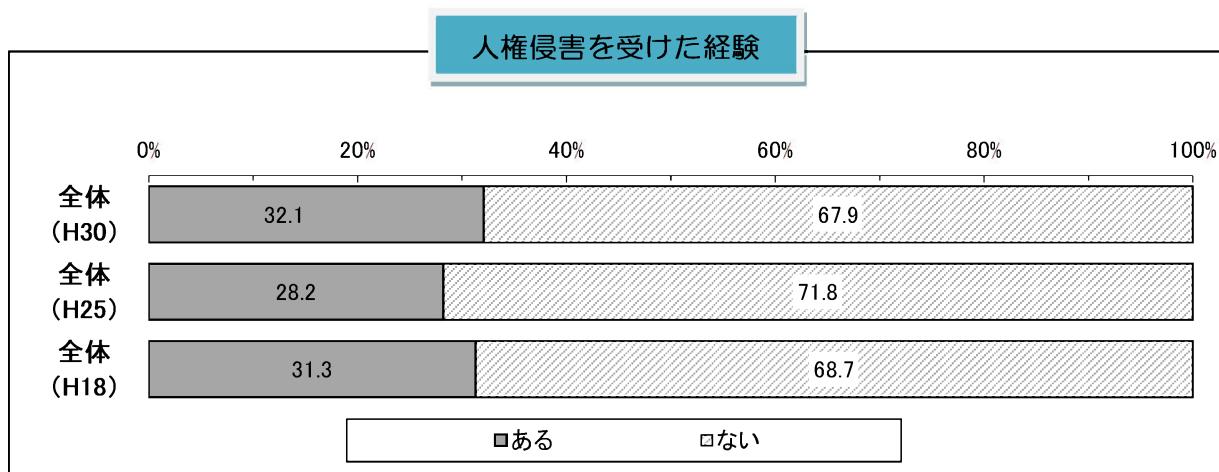
③ 日本の社会における人権意識

「今の日本は人権が守られている社会だと思うか」との質問に対しては、「守られている」の回答が平成 25 年調査に比べ、9.3 ポイント減少し、49.7%となりましたが、「守られていない」の回答は 31.2%で、平成 25 年調査とほぼ同じでした。また、「わからない」の回答が平成 25 年調査に比べ 9.5 ポイント増加の 19.0%となりました。



④ 人権侵害を受けた経験

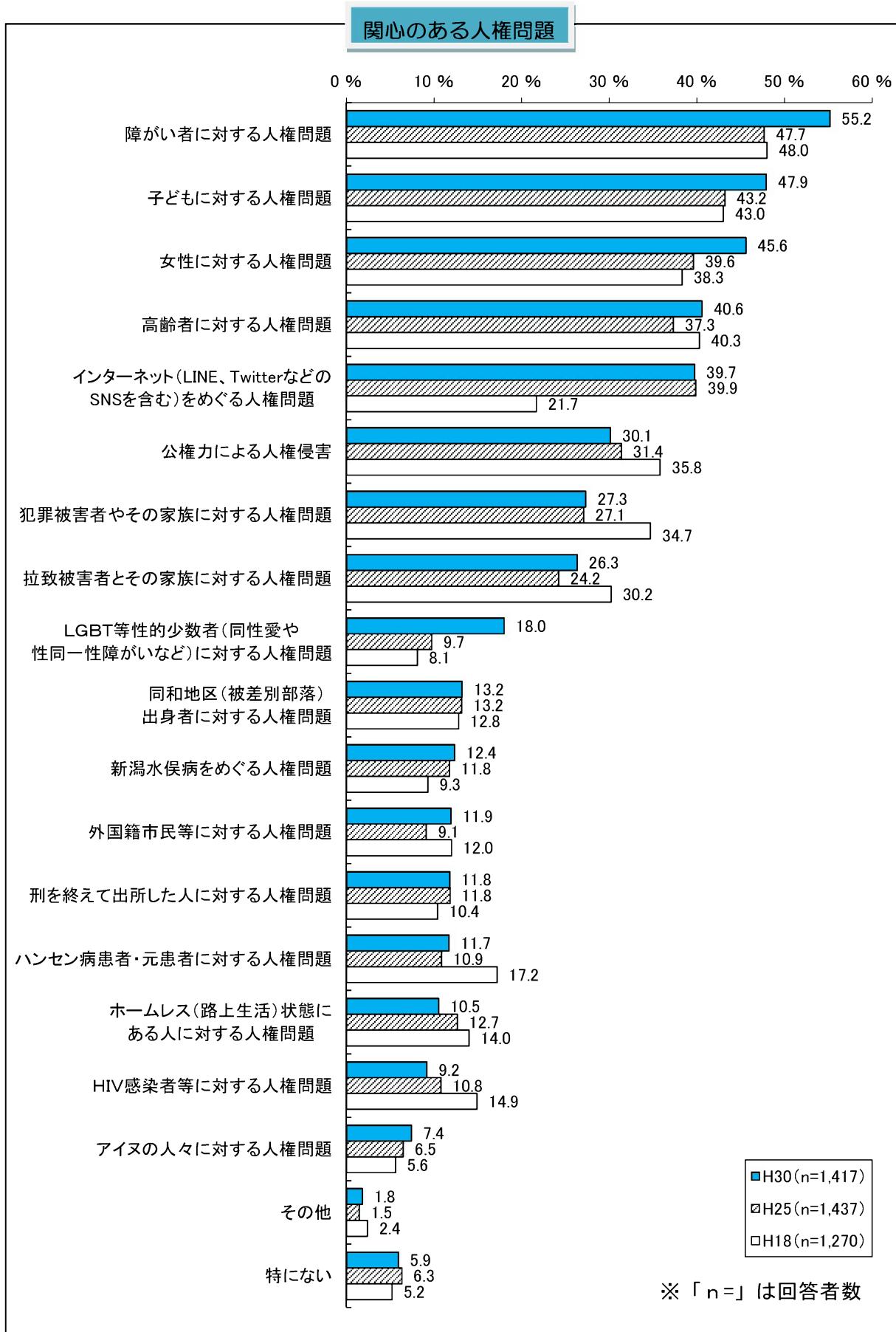
自己の権利が侵害されたと思った経験のある人は 32.1%と平成 25 年及び平成 18 年調査より増えています。



⑤ 関心のある人権問題

関心のある人権問題は、「障がい者」(55.2%)、「子ども」(47.9%)、「女性」(45.6%)、「高齢者」(40.6%)、「インターネットをめぐる人権問題」(39.7%)、「公権力によるもの」(30.1%)、「犯罪被害者やその家族」(27.3%)、「拉致被害者とその家族」(26.3%)、「L G B T[※]等性的少数者」(18.0%)に関するものの順になっています。

平成 25 年調査と比較すると、「障がい者」、「子ども」、「女性」、「L G B T 等性的少数者」に対する人権問題の回答が大幅に増えました。

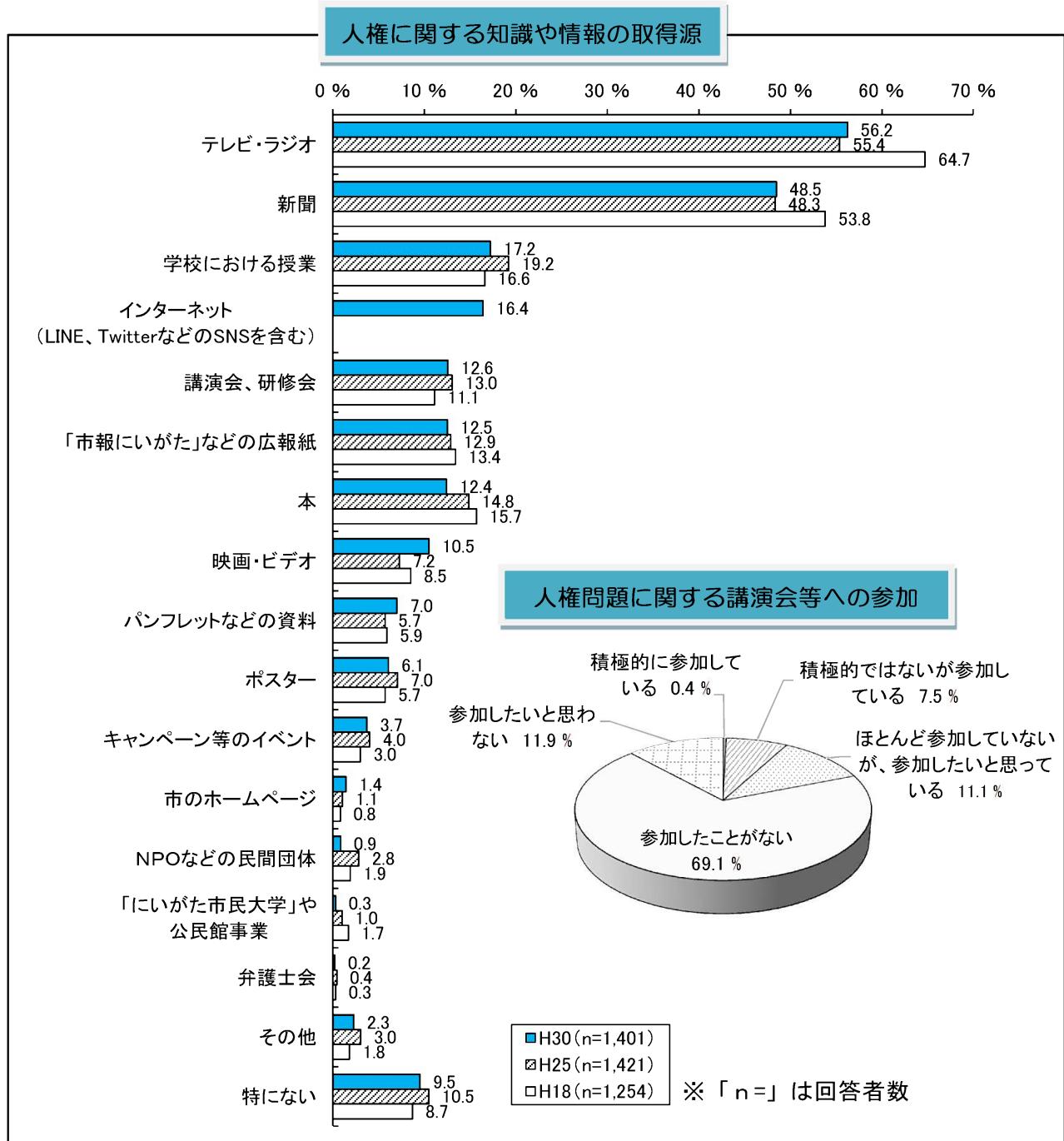


⑥ 人権に関する啓発活動について

人権問題に関する知識や情報の主たる取得源は「テレビ・ラジオ」(56.2%)、「新聞」(48.5%)で、マスメディアによる知識や情報の取得割合が高くなっています。

次いで「学校における授業」(17.2%),「インターネット」(16.4%),「講演会・研修会」(12.6%),「『市報にいがた』などの広報紙」(12.5%),「本」(12.4%)の順でした。新設した選択肢の「インターネット」以外は、平成25年調査とほぼ同じでした。

また、人権問題に関する講演会等への参加については69.1%が参加経験なしの回答でした。



(3) 今後の課題

新潟市は、これまで人権に関する職員研修や学校教育、社会教育、市民への啓発、各分野における施策を展開し、職員や市民の人権問題に対する理解と認識が深まるよう努めてきました。

平成30年調査では「人権侵害を受けたことがある」と回答した人が平成25年調査より若干増加し、人権問題は今なお深刻な状況にあります。また、「今の日本は人権が守られていない社会だ」と回答した人が平成25年調査とほぼ同じでした。「人権に対する関心」がある人は6割を超えていましたが、平成25年及び平成18年調査より減少しています。

「人権という言葉のイメージ」は、「差別」と回答した人が最も多く(56.9%)、平成25年及び平成18年調査と比較しても増加傾向にあり、人権教育・啓発においては「差別」が一つのキーワードとなります。

急激な少子高齢化、ドメスティック・バイオレンス※(以下「DV」という。)、児童や高齢者の虐待、インターネットの普及など、社会情勢の変化の中で、身近な人権侵害が表面化し、人権問題はより一層複雑化・多様化しています。また、社会構造の大きな変化による格差社会の拡がりは、さまざまな人権侵害の背景にある貧困問題の深刻化をもたらしており、個々の人権問題が複合的な困難を抱えている状況になっています。

新潟市の施策を進めるにあたっては、今後もあらゆる計画や施策を人権尊重の視点を持って推進するとともに、人権への関心の喚起と、人権施策の体系的・総合的な取組を続けていくことが課題となっています。

第3章 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

1 基本的あり方

新潟市の人権教育・啓発は、本計画の目的である「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を目指して、「日本国憲法」や「教育基本法」等の国内法、条例や新潟市総合計画等に即して推進します。

新潟市は、「人権教育・啓発推進法」が規定する定義（第2条）及び基本理念（第3条）等を踏まえ、人権教育・啓発の基本的あり方について以下のようにとらえていきます。

「人権教育・啓発推進法」

<定義>

人権教育・・・人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動

人権啓発・・・国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）

<基本理念>

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(1) 学校、地域、家庭、職域等の連携・協働※と多様な機会の提供

学校、地域、家庭、職域、行政等は、その担うべき役割を踏まえたうえで、人権教育・啓発にかかる活動を相互に連携・協働しながら推進していく必要があります。

また、今日の人権問題が複雑・多様化する傾向がある中では、多様な教育・啓発の機会を提供し、効果的に推進していく必要があります。

(2) 発達段階を踏まえた効果的な手法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至るまで幅広い年齢層を対象とするため、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ実施する必要があります。

(3) 市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの人権に関する意識や内面のあり方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないよ

う、また、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努める必要があります。

このような点を踏まえ、行政が行う人権教育・啓発は、主体性や中立性を確保しなければなりません。

2 基本的な視点

これまでの人権教育・啓発は、一人ひとりが個人の尊厳を自覚し、人権意識を向上させれば、おのずと人権侵害や差別はなくなり、人権が尊重される社会が実現するという前提で進められてきました。しかし、実際のところ人権意識の向上は容易に達成できるものではなく、社会情勢や社会構造の大きな変化により、人権問題は一層複雑化・多様化しており、「市民意識調査」の結果からも、新潟市でもさまざまな人権侵害や差別事象が起きていることが分かります。

これからも人権意識の向上は大切ですが、個人や集団がその置かれた状況に気づき、問題を自覚し、自らの生活の調整や改善を図る力を培うことが必要です。また、人権侵害は誰にでも起こることを自覚し、もし、周囲で人権侵害が起きた場合はこれを傍観せず、その被害者を力づける意識が必要です。さらに、人権侵害を生まないためにも一人ひとりがお互いを尊重し、認め合い、活かし合うまちづくりが重要です。

そして、人権侵害を社会的な問題として、地域と行政が一体となってその解決に取り組み、相談から救済までつなげることが重要です。

これらの趣旨にそって、人権教育・啓発に関する施策については、次の5つを基本的な視点としながら推進します。

《「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ》

《法を理解し使いこなす力(リーガル・リテラシー)を重視する》

《人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける》

《多様性(ダイバーシティ)の尊重と

社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)についての意識を醸成する》

《人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する》

(1) 「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ

人権は、個人の尊厳に基づき、生存と自由を確保し、幸福を追求するために必要な不可欠な権利として憲法によって保障され、条約、法令、判例などを含む社会の共通ルールである「法」によって具体的に守られています。そのため、人権が侵害されたとき、国・自治体による人権相談・救済や裁判を活用して、失われた人権の回

復を主張できるのです。この主張は権利の主体（権利の持ち主）として行う正当なもので、「特異で利己的な自己主張」や「わがまま」ではありません。

これまでの人権教育・啓発では、人権侵害を受けた人々は「助けなければならぬ、かわいそうな人」であり、こうした人々を生まないため、他者への「思いやり」や「やさしさ」が強調されてきました。この視点はもちろん重要です。そのうえで、今後の人権教育・啓発では、誰もが法制度や規範に基づく権利主体としての人権が保障されることを強調する必要があります。

（2）法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を重視する

権利の主体として人権に関わる法や制度を使いこなすことで私たちの人権は実際に守られ、その積み重ねによってその法や制度は実質化します。こうした権利について広く伝え、学ぶ機会を確保し、市民が自分の権利について認識し、めざめ、そして行動していく環境づくりが重要です。

このため、本計画では、一人ひとりの市民が、年齢に関わりなく、法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を向上させるという視点を重視します。自分にどんな権利があるかについて法や制度の存在を知り、その権利行使するためどのように手続きすればよいか理解し使いこなす能力を身につけることで、はじめて自己的人権を守り、実現できるからです。子ども、高齢者、障がい者、DV被害者など、人権に関わる法や制度に関する情報を入手しにくい人々にとって、法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）はなくてはならないものといえます。

（3）人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける

多くの人々にとって人権侵害は他人事で、自分には直接関わりないと思われていることが少なくないと考えられます。

しかし、人権侵害はその対象となった人の問題であると同時に、社会の問題でもあります。人権侵害が起きた場合、その対象となった人々を傍観せず、声掛けし、勇気づけ、人権相談や救済手段の手立てを紹介するなど、人権問題の解決と根絶に向けて共に考え、行動する地域社会を目指します。

（4）多様性（ダイバーシティ）の尊重と

社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成する

「市民意識調査」において、「人権という言葉のイメージ」に対する回答では、「差別」を選択した割合が最も高く、平成25年及び平成18年調査と比較しても増加傾向にあり、人権教育・啓発のキーワードの一つとなっています。

「差別」を生まない、生みにくい環境を整えるため、国籍や人種、宗教、性別、年齢、障がいの有無、価値観などにかかわらず、一人ひとりがお互いを尊重し、認

め合い、活かし合う多様性（ダイバーシティ）**の尊重**や社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成することが必要です。

(5) 人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する

これまで人権教育・啓発と人権相談・救済は別個のものと見なされてきました。しかし、権利主体性を重視する人権教育・啓発にあっては、すべての人々の法を理解し使いこなす力の向上を重視します。人権が侵害されたとき、どこに行けば人権相談に応じてもらえるか、どのような救済手段が利用可能か、そのための手続きはどうすれば良いのかなどは、人権救済にとってとても重要な情報です。こうした情報を通じて、自分の人権が法や制度によって保障されていることをより深く認識することにより、人権侵害された場合の対応に備えることができます。

このように、人権教育・啓発と人権相談・救済は本質的に深く関わっているという視点を重視します。

第4章 人権施策の方向

1 さまざまな場・機会における人権教育・啓発の推進等

(1) 市職員に対する人権教育・研修

すべての市職員は、日常の業務において、また施策の企画・立案、実施、評価にいたる全施策過程を通じて、日本国憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を踏まえて業務を遂行することが求められています。このため、職員が業務遂行のあらゆる場面で、人権について自ら考え、行動できるようにするための研修を行うことが必要です。

新潟市では、新任者から管理職まで年齢や役職に応じた研修を行っていますが、その中で人権尊重の理念にもとづき、上記の趣旨を踏まえた実践的な人権研修を必須事項として実施しています。そのほか、新潟県人権・同和センターが開催している人権・同和教育啓発推進講座や各分野の研修会、各種講座にも参加しています。

新潟市は、研修などの機会を十分に活用して、すべての職員の間に「人権文化」が根付くように努力します。また、個人情報を適正に取り扱うために、研修などを通して、個人情報保護について周知徹底を図ります。そして、その研修内容を具体的に職務遂行の中で十分に活かすことが必要なことから、人権理念だけでなく職務遂行との関連を重視して研修を行います。

職員の業務は、市民の生活・健康・安全・生命・財産を守る職種があり、より高い人権意識が求められています。人権に関わりの深い教育関係職員や医療・福祉関係職員、消防職員、戸籍・住民基本台帳関係職員等への人権研修を充実するとともに、講演会やセミナーへの積極的な参加などさまざまな機会をとらえて教育・啓発に努めます。また、人権問題につながる情報を日頃から職員向け電子掲示板に載せるなど職員啓発を行います。

「市役所の業務はすべて人権に結びつくこと」、「市の保有する個人情報の漏洩は人権侵害につながること」などを常に認識して各種行政業務を遂行するとともに、日常の業務を人権尊重の視点でとらえなおして工夫や改善に努めます。

(2) 地域社会における人権教育・啓発の推進

新潟市に住む人々の日常生活の中に「人権文化」を根付かせ、人間の尊厳が尊重される地域社会を実現するため、あらゆる市民が暮らしの中にある身近な人権問題を理解して、家庭や学校、職場、地域において人権尊重の意識を育み、人権意識に根ざした日常行動が自然にできるような人権教育・啓発を進めていく必要があります。

このため、人権に関するイベントの市報やホームページへの掲載、啓発ポスターの掲示や啓発冊子の配布、人権講演会の開催などの啓発機会を一層充実させ、女性や子ども、高齢者、障がい者など分野別の人権問題はもとより、インターネットによる人権侵害などについても広報し、市民の間に「人権文化」を育み、定着させる

よう努めます。

(3) 学校における人権教育の推進

学校教育では、確かな学力と豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力など「生きる力」を備えた子どもの育成が求められています。

そのため、一人ひとりの子どもが、自他の生命を尊重する心、立場や文化の違う人たちとも協調し他を思いやる心、美しいものや自然に感動する心など豊かな心の育成を図るため、副読本「生きる」シリーズ、「子どもの権利条約」パンフレット、「男女平等教育」パンフレット等を活用した教育を進めています。

しかし、学校における多様ないじめ問題、家庭内の児童虐待、社会における差別などのさまざまな人権問題が発生していることから、学校教育において、さらなる人権教育が必要となっています。

今後も一層、これまでの取組の充実と推進を図るとともに、副読本やパンフレットなどの活用により小学生、中学生、高校生の各学年に応じた指導内容や指導方法の充実、指導の系統化を図るために校種間の連携に努めていきます。また、さまざまな問題に悩んでいる児童生徒に寄り添い、教師が深く関わりながら解決に向けた取組を推進します。

学校における人権教育では、子どもが自分の意見を発表し、他の子どもとともに、自分の考えで行動できる主体となるという側面を重視します。

さらに、学校において児童生徒、教職員の間に「人権文化」を育み、定着させるため、一人ひとりが人権を持っていて、社会のルールである法で守られていることを児童生徒に伝え、児童生徒間にいじめや差別などの人権侵害が生じた場合に、これを傍観せず、皆の問題としてとらえるように指導し、児童生徒や保護者に学校外の人権相談窓口も知らせる取組を実施します。

また、児童生徒は日々、家庭・学校・地域で過ごしており、学校だけでは解決できない問題も多く、人権教育は学校と家庭、地域とともに進めることが必要なことから、家庭や地域社会と連携した取組を進めています。

就学前の乳幼児期は人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、そして人権尊重の精神を育むことにとつて欠かすことができない重要な時期でもあることから、保護者をはじめ幼稚園・保育園等の関係職員への人権意識の高揚を図ることが大切です。

学校関係職員の研修では、校長・園長等の研修会を開催することにより人権感覚を磨き、学校における望ましい人権教育、同和教育のあり方を考える機会とともに、外部の専門家や講師を招いた校内研修会などを開催し、教職員の人権意識を高めるとともに指導力の向上を図ります。

(4) 生涯学習における人権教育・啓発の支援

新潟市では、これまで公民館による人権について考える講座や講演会を開催するなど、市民の人権意識の啓発に努めてきました。

日常生活の中で市民一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別を生み出さない社会を実現するために、今後も市民が自ら人権について学ぶ機会の提供や支援をすることが重要となります。

そのため、人権にかかる講座や講演会の開催、啓発ビデオ貸出しの紹介、人権学習のための場の提供、学習教材の提供、講師の紹介や派遣などを行い、引き続き地域に密着した人権教育・啓発活動を進めます。

(5) 民間団体における人権教育・啓発の支援

市内には趣味のサークルや自治会・町内会、非営利団体等、特定の共同目的を達成するための民間団体が多く活動していますが、このなかには人権に関するN G O^{*}/N P O^{*}の活動もあります。

これらの民間団体の目的はそれぞれ異なりますが、各団体は独自の活動のなかで人権問題解決に向けて自主的な取組をするなど、市民主体の人権活動として重要な役割を担っています。

今後は、このような民間団体の自主的な人権尊重への活動が、さらに充実されるよう情報の提供や情報交換の場の設定、教材の提供、講師の紹介や派遣などを行い、一人ひとりの人権が尊重され、「人権文化」を育み、定着される地域社会に向けて、市民と行政との協働による人権尊重のまちづくりに努めます。

(6) 企業における人権教育・啓発の支援

企業は、公正採用の実施、適正な雇用管理、安全で働きやすい環境の確保をはじめ、男女共同参画社会の実現、少子高齢化社会への対応、環境への配慮などさまざまな社会的役割を担っており、社会を構成する「企業市民」としての社会的責任を果たしていくことが求められています。

我が国において、すべての国民は憲法において基本的人権の一つとして職業選択の自由とともに、就職の機会均等が保障されています。就職の機会均等とは、誰でも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選択することができるということですが、そのためには雇用する側において公正な採用選考が実施され、採用後においても適切な人事管理が行われなければなりません。企業には、採用方針や採用基準、採否の決定など採用の自由が認められていますが、多くの人に働く場を提供する雇用主として、また、機会均等の確保を図る当事者として、女性、高齢者、障がい者、外国籍市民などの立場を十分に理解し、基本的人権を尊重した対応が求められます。

また、職場では、上司によるパワーハラスメント^{*}や同僚からのいじめなどが発生している場合もあり、その対応も求められます。

新潟市では、「市民意識調査」の結果なども踏まえ、企業において応募者の適性・

能力のみを基準として行う公正採用の実施、適切な雇用管理、働きやすい職場環境の整備などが図られるよう、国・県等の行政機関と連携して法制度の周知や人権尊重の啓発を推進しつつ、企業の主体的な取組を支援していきます。

(7) インターネットによる人権侵害を防ぐための教育・啓発の推進

インターネットの普及によりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、その匿名性を悪用し、誹謗中傷、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシー※情報の無断掲載、差別的な書き込み、インターネット上のいじめなど、人権やプライバシーの侵害に関わる問題が生じています。特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動や同和問題に関する差別を助長するような内容の書き込みがされることもあります。近年では、スマートフォンやツイッター(Twitter)、LINEなどのSNS※(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)利用者の拡大に伴い、人権やプライバシーの侵害に関わる問題がより身近になってきており、インターネットを利用する市民一人ひとりの人権意識を高めていく必要があります。

国では、2000(平成12)年以降、「不正アクセス行為の禁止に関する法律(不正アクセス禁止法)」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」などさまざまな法律が整備され、法務局や警察による相談や防止のための取組が行われています。しかし、いったんインターネットに流れた誹謗中傷や悪意により公開された個人情報などは、これを完全に削除・中断することや情報発信者の特定は難しく、有効な問題解決手段は見つかっていません。

平成30年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、平成25年調査同様、「インターネット上のもの」との回答率が4割と高い結果となっています。「インターネットの利用に関して人権上問題と思うこと」に対しては、「差別的表現など人権を侵害する情報掲載」が7割、「子ども同士の中傷書き込みや仲間はずれをする場になっている」が6割、「犯罪を誘発する場となっている」が4割の回答でした。また、「人権侵害を防ぐために必要なこと」に対しては、「情報の提供停止や削除などに関する法的規制の強化」、「違法な情報発信者に対する監視や取り締まり強化」がそれぞれ6割の回答となりました。

これからも表現の自由やプライバシー、個人の名誉などに関して正しく理解を深めてもらい、インターネットから発信する内容について自己責任において正しく使ってもらうため人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害の事実の早期発見に努め、それを確認した場合または相談を受けた場合は、法務局や警察などと連携を図りながら対応します。

また、学校においては、パソコンやインターネットを中心に情報活用能力の育成とともに、情報モラルの向上を目指した教育の充実に努めます。

2 人権救済のための相談制度の充実等

社会情勢や社会構造の変化により、人権問題は複雑化・多様化しています。「市民意識調査」の結果からも、高齢者や障がいのある人、子どもなど、弱い立場にある人への人権侵害や女性に対するDV、ハラスメント※など、深刻な人権問題が日常的に起こっていることが分かります。そのため、人権教育・啓発を実施するとともに、個別の人権侵害の被害者への相談制度の充実が求められています。

新潟市では、人権問題をはじめとする総合的相談窓口として1959(昭和34)年から「心配ごと相談」、1970(昭和45)年からは「弁護士による無料法律相談」、2009(平成21)年からは「人権擁護委員による特設人権相談」などを開設してきました。

一方で、相談内容がいじめやDVなどの人権問題を含み、複合化、複雑化していることから、次の観点で引き続き相談制度の充実を図っていきます。

(1) 各種相談に対応できる相談体制の充実

市民からの人権相談は、複雑化・多様化しているため、さまざまな分野の相談に対応できる相談体制の充実を図ります。

市民からの相談に対しては、新潟市の各分野における相談窓口間の情報共有・連携により適切に対応できるよう、また、必要に応じて、各分野の専門相談窓口、法務局や弁護士会、警察等関係機関の相談窓口へ導くことができるよう、相談担当者の資質向上に努めます。

(2) 相談窓口の周知

市民が人権問題について悩みを抱えた場合、どこに相談すればよいかという問題に直面します。その場合に適切な相談ができるよう、相談窓口の周知を図ります。

(3) 関係機関等との連携

人権課題への対応については、自治体だけでは解決できない課題が多いことや、相談窓口を広く周知する必要があることから、関係機関、NGO/NPOや関係団体などとの連携に努めます。

(4) 救済制度の充実

新潟市では、配偶者等からの暴力や不登校・いじめ、犯罪被害者支援などのさまざまな相談窓口を設けています。人権侵害を受けている人の相談を受けとめ、支援を行い、必要な場合には適切に救済が受けられる仕組みが必要です。関係行政機関や民間団体とも連携し、その充実に努めます。